

# 性能等確認業務規程

令和5年8月1日

株式会社 J Q R

制 定 平成21年6月29日

JASMA性能等確認業務規程第1号

変 更 平成21年8月8日

JASMA性能等確認業務規程第2号

変 更 平成21年12月28日

JASMA性能等確認業務規程第3号

変 更 平成22年3月25日

JASMA性能等確認業務規程第4号

変 更 平成23年2月15日

JQR性能等確認業務規程第5号

変 更 平成23年4月1日

JQR性能等確認業務規程第6号

変 更 平成24年3月24日

JQR性能等確認業務規程第7号

変 更 平成25年11月28日

JQR性能等確認業務規程第8号

変 更 平成30年9月19日

JQR性能等確認業務規程第9号

変 更 令和5年7月10日

JQR性能等確認業務規程第10号

## 株式会社 J Q R 性能等確認業務規程

### 1. 趣旨

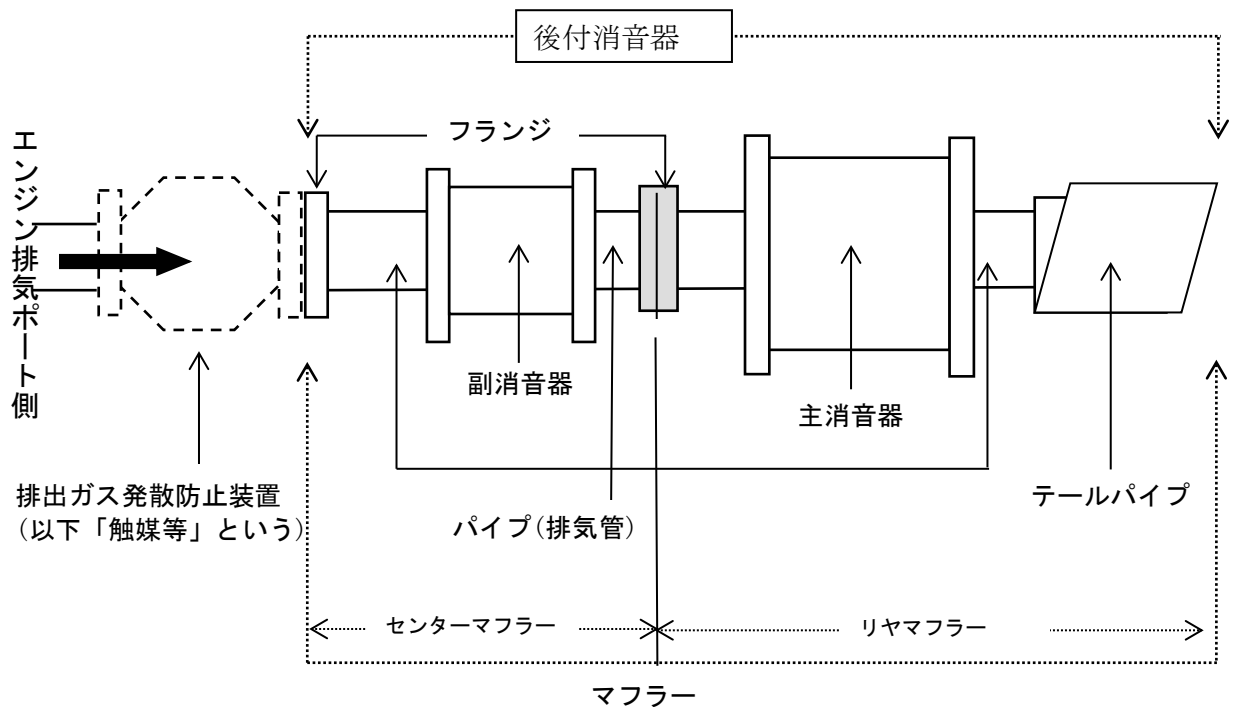
この性能等確認業務規程（以下「業務規程」という。）は、株式会社 J Q R（以下「J Q R」という。）が、申請者の依頼に応じて行う、自動車に備える後付消音器の性能等の確認（以下「性能等確認」という。）の業務の実施について必要な事項を定めるものである。

### 2. 用語の定義

この業務規程における用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）及び同法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 「保安基準」 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (2) 「細目告示」 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）をいう。
- (3) 「検査法人等」 独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会をいう。
- (4) 「自動車」 乗車定員11人以上の自動車、車両総重量3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車をいう。
- (5) 「M1」 人員の輸送を目的とする自動車で、四輪以上の（または三輪でGVWが1tを超える）もののうち、運転席を含めて9席以下の座席を有するものをいう。
- (6) 「M2」 人員の輸送を目的とする自動車で、四輪以上の（または三輪でGVWが1tを超える）もののうち、運転席を含めて9席を超える座席を有するものをいう。
- (7) 「N1」 貨物の輸送を目的とする自動車で、四輪以上の（または三輪でGVWが1tを超える）もののうち、GVW $\leq$ 3.5tのものをいう。
- (8) 「後付消音器」 次に掲げる消音器以外の消音器をいう。
  - ① 指定自動車等（細目告示第2条第1号に定めるものをいう。）に備えられている消音器（当該消音器と同一のものであって、補給部品として使用されるものを含む。）
  - ② 乗車定員11人以上の自動車、車両総重量3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えられている消音器

- (9) 「第一種後付消音器」 次項に定める第二種後付消音器以外の後付消音器をいう。
- (10) 「第二種後付消音器」 後付消音器のうち、指定自動車等に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものをいう。後付消音器の各部分の名称を次のとおり定義する。



- (11) 「車両識別番号 (VIN)」 ISO規格 (ISO 3779) 等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する17桁の番号をいう。
- (12) 「公的試験機関」 国若しくは地方公共団体の附属機関 (国立大学法人及び公立大学を含む。) 若しくは公益法人又はこれに準ずるものであって、自動車騒音についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有し、公的に試験成績表等を交付した実績を有する機関をいう。

### 3. 性能等確認業務の実施の基本方針

- 3.1 性能等確認に係る業務 (以下「性能等確認業務」という。) は、申請者から提出された資料等に基づいて、車両法及び同法に基づく命令、告示並びにこれらに係る通達によるほか、この業務規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

3.2 JQR並びに性能等確認業務の関係者は、性能等確認業務の公平性を確保し、性能等確認業務に影響を与えるような商業的、財政的及びその他の圧力に拘束されないこととする。

#### 4. 適用範囲

自動車等（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下同じ。）に備える後付消音器の性能等確認については、細目告示及び細目告示別添112（後付消音器の技術基準）によるほか、本業務規程によるものとする。

#### 5. 性能等確認業務の対象

後付消音器の性能等確認を行う区域及び種類は次のとおりとする。

- (1) JQRは、原則として日本国内において、性能等確認の適合性に係る業務を行う。
- (2) 性能等確認を行う消音器の種類は、第一種後付消音器及び第二種後付消音器とし、二輪自動車に取り付けるものを除く。

#### 6. 性能等確認業務の種類及び内容

JQRは、別添1に定める種類の業務を行うこととする。

#### 7. 性能等確認の申請者

性能等確認の申請は、後付消音器を製作することを業とする者、又はその者から後付消音器を購入する契約を締結している者であって当該後付消音器を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される後付消音器を製作することを業とする者、又はその者から当該後付消音器を購入する契約を締結している者であって、当該後付消音器を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「確認申請者」という。）が行うこととする。

#### 8. 性能等確認の申請

##### 8.1 品質管理体制の事前確認

確認申請者は、JQRに対し、申請に係る後付消音器の品質管理体制が適切であることについて、事前に第1号様式の後付消音器性能等確認申請者要件審査申込書と別表第1の添付書面欄3.4.及び8.に掲げる審査に必要とする書面（以下「申込書」という。）を提

出しなければならない。ただし、(3)項に規定する後付消音器確認申請者証の有効期限内である確認申請者を除く。

- (1) JQRは、申込書を受領後、速やかに申込の受理又は不受理及び品質管理体制の確認方法を決定し、確認申請者に文書またはE-mailにて通知する。
- (2) JQRは、(1)項の申込書受理後、申請に係る後付消音器の品質管理体制が適切であることについて、業務組織、ISO9001等の取得の有無及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）等について、書面及び確認申請者へのヒアリング及び工場視察等により、確認申請者が、別添5に定める品質管理体制を有することを審査する。
- (3) JQRは、(2)項の審査の結果、確認申請者が別添5に定める品質管理体制を有する場合は、確認申請者に対し、後付消音器性能等確認申請者証を作成し、申請者IDとWeb申請用パスワード及び有効期限を通知する。

## 8.2 後付消音器の同一型式の範囲

- (1) 確認申請者は、申請に係る後付消音器を少なくとも次の項目が異なるごとに区別すること。

### ① 消音器に関する次の項目

- イ 基本構造
- ロ 容量
- ハ 個数
- ニ 配列

### ② 触媒等の有無

後付消音器に対応する純正消音器に排出ガス低減装置が組み込まれている場合には、当該後付消音器についても排出ガス低減装置が組み込まれていること。この場合に、排出ガス値は当該試験自動車の排出ガスの基準に適合していること。なお、排出ガスの基準適合性の確認に当たり申請者は、公的試験機関の発行する排出ガス試験結果成績表を提示すること。

### ③ 排気管の形状（管径・曲がり等）

- (2) 確認申請者は、前項により同一の型式として区別した申請に係る後付消音器について、少なくとも次の項目が異なるごとに類別として区分する。

- ① 材料及び材質(表面処理含む)
- ② テールパイプ外観のデザイン、及び形状（但し、直近の主消音器又は副消音器

の排気管と接続部の内径が同じこと)

### 8.3 後付消音器の性能等確認の申請

後付消音器性能等確認申請者証を有する確認申請者は、JQRに対し、第2号様式（後付消音器の性能等確認申請書）及び別表第1に掲げる添付書面（以下「確認申請書等」という。）を提出することができる。

- (1) 確認申請書等の提出の方法は、次のいずれかとする。
  - ① 確認申請書等をJQRに郵送する方法
  - ② 確認申請者が、JQRのホームページ (<https://www.jqr.jp>) 上のWeb申請画面に従い、確認申請書等をインターネット回線を通じ送信する方法。  
なお、この場合の申請手順等は、JQRのホームページにおいて定めておくものとする。
- (2) JQRは、性能等確認の申請があったときは、次の事項を確認し、確認申請書等を受理する。
  - ① 申請に係る後付消音器が、4. 及び5. に定める性能等確認業務を行う範囲・対象に該当するものであること。
  - ② 確認申請書等に形式上の不備がないこと。
  - ③ 確認申請書等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - ④ 確認申請書等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- (3) JQRは、(2)項により同項各号に該当しないと認める場合においては、確認申請者に対し、ヒアリングを行い、その補正を求め記録することとする。
- (4) 確認申請者は、(3)項の補正が求められた場合は、遅滞なく文書により回答するものとする。
- (5) JQRは、(2)項により確認申請書等を受理したときは、21.の規定に基づき、確認申請者に受付に関する事項及び手数料の収納方法に関する事項を、文書またはE-mailにて通知する。
- (6) 確認申請者が(3)項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、JQRは、受理できない理由を明らかにするとともに、性能等確認業務を中止し、確認申請者に確認申請書等を返還する。

### 9. 自動車及び後付消音器の提示

確認申請者は、JQRに対し、申請に係る後付消音器を備える自動車であって測定に影響のある改造を施していないもので、かつ、当該自動車の製作者が定める必要な点検整備を適切に実施したもの（以下「試験自動車」という。）をJQRが指定する期日に提示すること。また、8.2.(2)項の類別区分が異なる後付消音器がある場合は、当該後付消音器を備えた試験自動車の装着状態がわかるもの、又は当該後付消音器を同時に提

示すること。

なお、公的試験機関が発行した証明書により、10. の表の基準値への適合性を確認する場合は、試験自動車の提示は不要とする。

また、第二種後付消音器であって、10. (4)項を適用する場合にあつては、試験自動車の提示は不要とし、当該後付消音器及び対象とする指定自動車等に備える消音器（以下「純正消音器」という。）を提示すること。

## 10. 騒音防止性能等の確認

性能等確認の申請に対し、JQRは、次により申請に係る後付消音器の騒音防止性能等を確認する。

- (1) 別添1第1号(3)項により確認する場合を除き、後付消音器を備えた試験自動車について、別添2に定めるところにより近接排気騒音を、別添3に定めるところにより加速走行騒音をそれぞれ測定する。
- (2) (1)項の測定の結果、又は公的試験機関が発行した証明書（別添1第1号(3)項により確認する場合に限る。）により、近接排気騒音及び加速走行騒音の値が、試験自動車の種別に応じ、別添6に掲げる近接排気騒音及び加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。
- (3) 構造上、触媒等を含む後付消音器（触媒単体が分離できるものを除く）は、検査法人等が定める公的試験機関の排出ガス試験成績表に基づき、保安基準第31条〔ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置〕の第1～3項・7項・8項の基準、及び第31条の2〔窒素酸化物排出自動車等の特例〕の基準に適合していることを確認する。
- (4) 第二種後付消音器にあつては、別添8に定める外観等の確認を行うことにより、(1)項及び(2)項の確認に代えることができる。
- (5) JQRは、次のいずれかの場合は、性能等の確認をしない。
  - ① 所定の日時までには性能等確認の手数料が振り込まれなかったとき
  - ② 所定の日時までには申請に係る後付消音器を備える試験自動車を搬入・提示しなかったとき。この場合において、合理的な説明がなされないときは不合格の扱いとする。
  - ③ 提示された試験自動車及び後付消音器に起因する不具合等により、JQRの担当者が確認業務の継続を不可能と判断したとき。この場合において、合理的な説明がなされないときは不合格の扱いとする。
  - ④ 第二種後付消音器にあつて、通知した日時までに申請に係る後付消音器及び純

正消音器が提示されなかったとき。この場合は、不合格の扱いとする。

- ⑤ 試験場内において、借用先の指示事項及びJQRの担当者の指示に従わないとき。この場合は、不合格の扱いとする。

#### 11. 構造の確認

性能等確認の申請に対し、JQRは、申請に係る後付消音器の構造が、別添4に定める構造基準に適合するものであることを確認申請書等に基づき確認する。

#### 12. 品質及び性能等確認済表示の管理体制の確認

性能等確認の申請に対し、JQRは、申請に係る後付消音器の製作に関して、確認申請者が、別添5に定める品質及び性能等確認済表示の管理体制を有することを、確認申請書等に基づき確認する。

#### 13. 性能等確認済表示の表示位置等の確認

性能等確認の申請に対し、JQRは、申請に係る後付消音器の性能等確認済表示の表示位置等について、次に掲げる事項を満足することを確認申請書等に基づき確認する。

- (1) 性能等確認済表示は消音器に表示されていること。ただし、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合は、いずれかの消音器に表示されていればよいものとする。ただし、その他の消音器は一連の確認ができる表示がされていること。
- (2) 性能等確認済表示は、後付消音器を自動車に取り付けた状態で容易に目視しうる位置に、容易に破損・滅失等しない方法（ casting, 刻印又は金属プレートの固着等）により表示されていること。

#### 14. 取り付けることができる自動車の範囲の確認

取り付けることができる自動車の範囲を限定する後付消音器にあつては、JQRは、限定する範囲及び範囲外の自動車に備えられることを防止する措置について、確認申請書等に基づき確認する。

#### 15. 性能等確認結果の通知等

- (1) JQRは、申請に係る後付消音器が 10. から 14. の基準に適合していることを確

認したときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該確認申請者に対して、その旨及び当該後付消音器と同一の型式の後付消音器に表示することができる性能等確認済表示の内容を通知し、自動車騒音試験成績表（以下「試験成績表」という。）又は確認結果（第二種後付消音器であって、10.（4）項による確認の場合に限る。）を交付する。

- ① 後付消音器諸元表（第6号様式）に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - ② 申請に係る後付消音器が保安基準及び細目告示の規定に適合しないと認めるとき。
  - ③ 性能等確認業務に必要な確認申請者の協力が得られなかったこと、性能等確認の試験時に必要な検査を行えなかったこと、その他のJQRの責に帰することのできない事由により、性能等確認を行えなかったとき。
  - ④ 性能等確認の手数料が支払期日までに支払われていないとき。
- (2) JQRは、申請に係る後付消音器が10. から14. の基準に適合していないことを確認したときは、当該確認申請者に対して、その旨を通知し、試験成績表の試験結果（2枚目）のみの写し又は確認結果を交付し、左上に「参考」の表示を付す。通知後に、確認申請者が再び同一の後付消音器の性能等確認を求める場合には、新たな確認業務として取り扱うこととする。
- (3) 性能等確認結果の通知は、第8号様式に定めるところによる。
- (4) 性能等確認済表示は、第9号様式に定めるところによる。
- (5) 自動車騒音試験成績表は、第10号様式に定めるところによる。
- (6) 第二種後付消音器の確認結果は、第13号様式に定めるところによる。
- (7) 性能等確認結果の通知、試験成績表及び確認結果は、あらかじめ確認申請者と協議して定めるところにより、インターネットの利用による電磁的記録情報の送信又は磁気ディスクの交付によることができる。
- (8) JQRは、性能等確認結果の通知の発行日前に、性能等確認結果の通知の内容を漏洩してはならない。
- (9) 確認申請者は、(1)項の定めによる(3)から(6)項の書面の交付を受けたときは、速やかに記載内容を確認し、その記載内容に異議がある場合は、遅滞なくJQRに申し出するものとする。
- (10) ■ JQRは、通知した性能等確認済表示を適切に管理することとする。

## 16. 試験成績表の訂正の制限

JQRは、正当な理由がある場合を除き、試験成績表及び確認結果の記載事項の訂正を行わない。また、試験自動車諸元表に記載された事項についての記載事項の訂正は行わない。なお、記載事項を訂正する必要があるときは、発行した書面上での訂正は行わず、当該書面を回収した後、新たに試験成績表を作成して発行する。

## 17. 性能等確認結果の再交付

JQRは、確認申請者から性能等確認結果の紛失又は汚損若しくは毀損を理由に再交付の申請があった場合は、次により行うこととする。

- (1) 確認申請者は、性能等確認結果の再交付を申請するときは、性能等確認結果再交付申請書（第11号様式）に後付消音器諸元表（第6号様式）の写しを添えて、JQRに提出すること。
- (2) JQRは、前項の再交付申請を適当と認めるときは、申請を受付け、性能等確認結果の通知、及び試験成績表又は確認結果の再交付を行うこととする。この場合、試験成績表及び確認結果には、「再」の表示を付して発行するものとする。

## 18. 確認済後付消音器製作者等の義務

- (1) 15.の規定により、性能等確認済表示の内容の通知を受けた確認申請者（以下「確認済後付消音器製作者等」という。）は、当該後付消音器と同一の後付消音器を製作したときは、当該性能等確認済表示を行うことができる。
- (2) 性能等確認済表示の表示内容は、第9号様式（性能等確認済表示）に従い、表示方法等は、次のとおりとする。
  - ① 性能等確認済表示は消音器に表示することとする。なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合は、いずれかの消音器に行えばよい。ただし、複数の消音器が一つの部品品番として主又は副の区分で一体となっている場合は、主な消音器に表示され、その他の消音器は一連の確認ができる表示がされていること。
  - ② 性能等確認済表示は、後付消音器を自動車に取り付けた状態で容易に目視しうる位置に、容易に破損・滅失等しない方法（鋳出し、刻印又は金属プレートとの固着等）により表示しなければならない。
- (3) 確認済後付消音器製作者等は、性能等確認済表示を行う後付消音器を製作する場合には、性能等確認申請に当たって提出した品質管理体制を遵守し、確認を受けた後付消音器と同じ性能を有するよう、適切に品質管理を行わなければならない。

この場合において、確認済後付消音器製作者等は、別表第1第3項の品質管理体制に従って実施した当該後付消音器が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を5年間保存すること。

- (4) 確認済後付消音器製作者等は、性能等確認を受けた型式の後付消音器以外の後付消音器に、性能等確認済表示を行ってはならない。また、製品の識別及び流通履歴の確認を適切に実施できる体制を徹底し、第三者による性能等確認済表示の不正表示等の防止に努めなければならない。
- (5) 確認済後付消音器製作者等は、取り付けることができる自動車の範囲を限定する後付消音器について確認を受けた場合にあっては、当該後付消音器の販売に当たり、当該後付消音器の購入者、取付け業者及び取次ぎ販売事業者等に対し、装着可能な自動車を特定する情報を適切に提供しなければならない。
- (6) 確認済後付消音器製作者等は、性能等確認を受けた後付消音器に係る不具合の情報について保管するよう努めなければならない。

## 19. 公表等

- (1) JQRは、性能等確認の結果、後付消音器の性能等が本業務規程に定める基準に適合することを確認したときは、当該後付消音器に係る性能等確認済表示を決定し、JQRが定めたデータベースへの登録を行い、登録された後、確認申請者に通知するとともに、速やかに次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
  - ① 確認申請者の氏名又は名称及び連絡先
  - ② 性能等確認済表示の内容
- (2) ■ JQRは、前項の公表を行った後付消音器について、確認済後付消音器製作者等から、第5号様式の後付消音器の製作等廃止届の提出を受けたときは、速やかにその旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (3) ■ JQRは、(1)項の公表を行った後付消音器について、国土交通省および検査法人等から不具合情報を受けたときは、因果関係を調査し必要があると判断した場合、速やかにその旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

## 20. 変更等の確認及び届出

- (1) 確認済後付消音器製作者等は、8.3.に規定する添付書面のうち、別表第1第2項、第6項、第7項及び第9項に掲げる書面の記載事項を変更する場合には、第3

号様式の変更確認申請書及び変更に関する資料を J Q R に提出し、その変更の確認（以下「変更確認」という。）を申請することができる。この場合において、当該変更に関する資料については、後付消音器の性能等確認申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

- (2) (1)項の変更確認は、当該変更に係る後付消音器の型式が性能等確認を受けた後付消音器の型式と同一と認められる場合に行う。
- (3) 確認済後付消音器製作者等は、前項の変更確認を受けた場合に限り、当該変更に係る型式の後付消音器に性能等確認済表示を行うことができる。
- (4) J Q R は、変更確認に関し必要があると認められるときは、(1)項の変更確認申請をした者に対し、当該申請に係る後付消音器を備えた自動車の提示並びに 10. に規定する騒音防止性能等の確認に係る試験を求めることができる。
- (5) ■当該変更に係る後付消音器のうち、性能等確認済表示の加速走行騒音の値に係る記号「S」が付す後付消音器が、前項の試験の結果、加速走行騒音の値に係る記号に変更がある場合、J Q R は新たな性能等確認業務として取り扱うことができる。この場合、確認申請者は第 2 号様式の後付消音器の性能等確認申請書及び第 5 号様式の後付消音器の製作等廃止届を提出するものとする。なお、当該後付消音器の実施済自動車騒音試験成績表は添付書面として提出できるものとする。
- (6) ■確認済後付消音器製作者等は、8. 3. に規定する申請書及び添付書面の記載事項のうち (1) 項に掲げる変更確認に係る事項以外のものについて変更した場合には、第 4 号様式の変更届出書及び変更に関する資料を遅滞なく J Q R に提出するものとする。
- (7) ■確認済後付消音器製作者等は、性能等確認を受けた型式の後付消音器について、変更確認申請書及び変更届出書を同時に提出しようとするときは、変更確認申請書に変更届出に係る変更内容を記載することにより、変更届出書の提出を省略することができる。
- (8) ■確認済後付消音器製作者等が、性能等確認を受けた型式の後付消音器の製作者等でなくなったときは、第 5 号様式の変更届出書を遅滞なく J Q R に提出するものとする。
- (9) ■企業活動における、合併・商号変更・事業譲渡により、確認申請者名に変更が生じる場合には、第 3 号様式の変更確認申請書及びその事実を証明する文書並びに性能等確認を受けた消音器と同一であることを証明する文書を添え、J Q R に提出し変更確認審査を受けるものとする。J Q R は、審査の過程において、別途必要な書類を請求することができる。

## 21. 申請の受付及び確認日程並びに手数料等

- (1) JQRは、インターネット等により性能等確認業務に関する情報を公開することとし、確認申請者は、公開された情報に基づき性能等確認業務の申込手続きを行うこととする。
- (2) ■ 申込手続きは、次のとおりとする。
  - ① 確認申請者は、第2号様式の後付消音器の性能等確認申請書を提出し、事前に希望した騒音防止性能等の確認試験（以下「騒音確認試験」という。）が可能か否か、JQRの調整を受けるものとする。JQRは、1日あたりの予定試験数が6試験に満たない場合には、確認申請者と協議のうえ、試験日及び試験場所を振り替えすることがある。
  - ② JQRは、性能等確認の申込があったときは、速やかに受付に関する事項及び手数料の収納方法に関する事項を、確認申請者に文書またはE-mailにて通知する。
  - ③ ①号による調整後、確認申請者は、確認申請書等を提出すると共に、別添9に定める額の手数料（消費税相当額を加算した額とする。）を期日までに納付することとする。この場合において、振り込み手数料は確認申請者が負担しなければならない。
  - ④ JQRは、確認申請書等の記載に不備がないこと並びに手数料の収納日を確認のうえ、確認申請書等の提出に関する事項、手数料の収納に関する事項、性能等確認業務の実施予定日（別添1第1号（1）項による場合には、試験自動車の搬入日時、試験自動車の準備予定日、試験予定日、試験予備日及び試験自動車の搬出日時）及び実施場所等を、インターネット等により確認申請者に通知し、申請を受け付けることとする。なお、提出のあった確認申請書等により十分確認を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で申請を受け付けるものとする。
  - ⑤ 確認申請者は、④号により通知を受けた試験予定日の3営業日前までに、別表第1第1.項、第2.項、及び第4.から第7.項に定める添付書面を提出しなければならない。

なお、提出のあった確認申請書等により十分確認を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めるものとし、期限までに提出がない場合は試験予定日を延期するものとする。
  - ⑥ JQRは、性能等確認申請受付後、④号の通知内容を変更する必要がある場合には、速やかに性能等確認の業務内容及び性能等確認試験実施予定日並びに確認試験場所を決定し、改めて、確認申請者に通知することとする。

⑦ 確認申請者は、JQRから最終の指示を受けた後、試験自動車の持込みをするものとする。なお、持込みに関する費用・安全責任は確認申請者にあるものとする。

⑧ 性能等確認試験後に未使用又は検査未実施の後付消音器が生じた場合には、確認申請者に返却することとし、この場合も、確認申請者が引き取りを行うものとする。

なお、引き取りに関する費用・安全責任は確認申請者にあるものとする。

(3) 申請者の都合による騒音確認試験実施予定日の延期又はキャンセルは実施予定日の2営業日前までに行うものとし、その受付は月曜日から金曜日まで（祝日を除く）のJQR業務時間内（10時から12時まで及び13時から17時まで）とする。実施予定日の1営業日前以降における延期及びキャンセルについては、合理的な説明がない場合、手数料の返却は行わない。なお、延期を行う場合の実施予定日の指定は、再申請の場合と同様に取り扱う。

(4) JQRは、確認期間（申請受付日から性能等確認結果の通知までの期間）を原則として概ね4週間で処理することとする。なお、性能等確認に係る試験が発生しない場合には、確認期間を原則として概ね2週間で処理することとする。

## 22. 性能等確認の場所

(1) 性能等確認に係る試験のうち、別添1第1号(1)項による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。

① 独立行政法人 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区  
埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22

② 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場  
静岡県裾野市須山 1220-12

③ 一般財団法人 泉佐野みどり推進機構 泉大津フェニックス多目的広場  
大阪府泉大津市夕風町 4

(2) 性能等確認に係る試験のうち別添1第1号(2)項による場合には、同別添第2号により申し出のあった場所（細目告示別添40 加速走行騒音の測定方法3. 試験路に規定するものと同様であるとJQRが認めた場合に限る。）で行うこととする。なお、日本国外での実施も含む。

## 23. 性能等確認の中止

確認申請者は、試験自動車の整備状況その他の事由により性能等確認業務の中止を求めるときは、速やかにその旨をJQRに連絡しなければならない。

また、JQRは、次のいずれかに該当する場合（性能等確認に係る試験が発生しないときには、（1）項及び（2）項に限る。）には、性能等確認業務を中止することとし、確認申請者に対してその旨を通知する。この通知以降に確認申請者が再び性能等確認を求める場合には、新たな性能等確認業務として取り扱うこととする。

- (1) 通知した日時までに性能等確認申請書等が提出されなかったとき
- (2) 通知した日時までに性能等確認の手数料が振り込まれなかったとき
- (3) 排出ガス試験結果成績表が必要な後付消音器にあつて、公的試験機関が発行した同成績書が提示されないとき
- (4) 通知した日時までに申請に係る後付消音器を備える試験自動車提示されなかったとき（10.の規定に基づき騒音防止性能等を確認する場合（別添1第1号（3）項による場合を除く。）に限る。）
- (5) 提示された試験自動車又は後付消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき
- (6) 提示された試験自動車及び後付消音器に起因する不具合等により、性能等確認の担当者が確認業務の継続を不可能と判断したとき

## 24. 性能等確認の延期

天候、天災その他やむを得ない事由により性能等確認業務の実施が困難となったときは、当該確認業務を延期する場合がある。この場合において、JQRは、確認申請者に対してその旨を連絡し、性能等確認の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。

また、この場合において、延期された確認業務の手数料は延期する確認業務の手数料に振替し、試験自動車及び後付消音器の提示に係る費用は確認申請者が負担することとする。

## 25. 性能等確認の手数料の取扱い

25.1 性能等確認の手数料（成績表・通知書等発行手数料を含む。以下同じ。）の収納は、次により取り扱うこととする。

- (1) 手数料の収受に係る業務は、JQRの性能等確認事務所が行う。

- (2) 手数料の額は、別添9に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とし、支払期日までに銀行振り込み又は現金により J Q R へ支払う。この場合において、振り込み手数料は確認申請者が負担しなければならない。
- (3) ■ 手数料の納入方法は、現金又は口座振込のいずれかによるものとする。また、その手続は、次の①又は②により行う。
  - ① 現金による場合は、審査認定事業部が収受及び領収証の発行を行う。
  - ② 口座振込による場合は、J Q R によるお知らせ (E-mail) に記載した納入方法による。
- (4) ■ 既に納付された手数料は、当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。ただし、J Q R の責に帰すべき事由により確認等の業務が実施できなかった場合にはこの限りでない。
- (5) ■ 騒音確認試験の実施は、1 申請について 1 試験自動車あたり 1 回の試験とし、不合格による再試験は行わない。不合格とされた後付消音器は、所要の対策が講じられた後、再申請を受理する。
- (6) ■ 損害の発生により生じた経費の負担、試験の実施にあたり、確認申請書等の不備、誤った開示情報、虚偽の申請等、確認申請者の責により発生した損害に係る経費については、確認申請者等に対し別途申し受けるものとする。

25.2 性能等確認の手数料の増減額については、次のとおりとする。

- (1) ■ 性能等確認業務の手数料について、J Q R が定める Web 申請手順により、確認申請者が、すべての確認申請書等について、インターネットの利用による電磁的記録情報の送信により J Q R に提出する場合は、別添9 表 1 の Web 申請欄に掲げる額に減額する。
- (2) ■ 認申請者の希望により、同一日に同一テストコースにて、1 日 6 試験に満たない確認申請を実施する場合は (別添 1 (性能等確認業務の種類) 1. (1) 及び (4) の業務に限る)、性能等確認の場所の使用料の実費を付加し確認申請者に請求する。

## 26. 秘密の保持等

J Q R の役員及び性能等確認の担当者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令その他の規程を遵守し、試験等及び事務を厳格、かつ、公正に行うこととする。

- (2) 確認申請書等の文書の管理保存は、性能等確認中にあつては審査のために必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密のもれることのない方法で行うこととする。また、Web申請等に使用する電磁的記録の送受信は、公開鍵暗号システム（Public Key Cryptosystem）技術を用い、秘密のもれることのない方法で行うこととする。
- (3) 性能等確認の申請に係る事項及び試験の実施状況並びに試験の結果等について、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持することを約した契約等の締結の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、他にこれを漏洩又は提供してはならない。ただし、性能等の確認等の事由により、国土交通大臣より情報提供を求められた場合を除く。
- (4) 特段の取決めがない限り、職務上知り得た、又は取得した外部機関の試験の実施状況並びに試験の結果等を如何なる者に対しても漏洩又は提供してはならない。また、それを助け、又はみすごしてはならない。
- (5) 性能等確認の担当者は、特段の取決めがない限り、その身分を失った以降、担当した期間中に得た性能等確認の申請に係る事項及び試験の実施状況並びに試験の結果等を持ち出してはならない。
- (6) 電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

## 27. 性能等確認済表示の取消

JQRは、次に掲げる場合は、確認済後付消音器製作者等に対し、既に通知した性能等確認済表示の取消しを行い、当該後付消音器の製作若しくは販売の中止を要請し、その旨を検査法人等に通知することとする。

- (1) 確認申請者が、申請書又は添付資料への虚偽の記載その他不正な方法により性能等確認を受けたことが発覚した場合
- (2) 確認済後付消音器製作者等が 18. の義務を遵守していないことが発覚した場合
- (3) 性能等確認済表示のある後付消音器が、保安基準等関係規定に適合しない事実が発覚した場合（騒音、排出ガス以外の基準を含む。）
- (4) その他後付消音器の性能等確認及びその結果について、JQRが必要と認める場合

## 28. 責任の明確化

次に掲げる事項に該当する場合は、JQRは損害賠償を含む一切の責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により、依頼された性能等確認試験用物件等に損害が生じたとき
- (2) 適正な管理を行ったにもかかわらず依頼された性能等確認試験用物件等に損害が生じたとき
- (3) 書類などが郵送等の途中において紛失したとき
- (4) 申請者又はその関係者が、JQRが発行した性能等確認結果の通知、その他の書類及び性能等確認済表示を不正に使用したとき
- (5) 確認申請書等申請者からの提出物及び性能等確認済表示の記載等に過誤があったとき

## 29. 書面等の管理及び帳簿の保存

JQRは、性能等確認結果を記載した書面の交付及び再交付並びに性能等確認済表示について、JQRが定める管理番号を持って管理することとし、これらの書面等の管理保存方法については別に定めるものとする。また、JQRは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から5年間保管することとする。

- (1) 性能等確認の手数料の収納に関する事項
- (2) 性能等確認の申請の受付に関する事項
- (3) 性能等確認結果に関する事項
- (4) 性能等確認結果を記載した書面の交付及び再交付に関する事項
- (5) その他性能等確認の実施状況に関する事項業務規程の公開

## 30. 業務規程の公開

本業務規程は性能等確認業務を行う事務所に備え、業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したJQRのホームページにおいて公表することとする。

## 31. 事前相談

確認申請者等は、性能等確認の申請に先立ち、JQRに相談をすることができる。この

場合において、JQRは、誠実かつ公正に対応することとする。

附則 （平成21年6月29日 J A S M A 性能等確認業務規程第1号）

この規程は、制定の日から施行する。

附則 （平成21年8月8日 J A S M A 性能等確認業務規程第2号）

この規程は、変更の日（平成21年8月8日）から施行する。

附則 （平成21年12月28日 J A S M A 性能等確認業務規程第3号）

この規程は、平成22年1月9日から施行する。ただし、21.（1）④項に係る部分は、平成22年2月2日から施行する。

附則 （平成22年3月25日 **JQR**性能等確認業務規程第4号）

この規程は、当社の商号変更に伴い、平成22年4月1日から施行する。

附則 （平成23年2月15日 **JQR**性能等確認業務規程第5号）

この規程は、平成23年2月19日から施行する。

附則 （平成23年4月1日 **JQR**性能等確認業務規程第6号）

この規程は、国土交通省告示第三百三十五号（平成23年3月31日）の後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程の廃止に伴い、平成23年4月1日から施行する。

附則 （平成24年3月24日 **JQR**性能等確認業務規程第7号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 （平成25年11月28日 **JQR**性能等確認業務規程第8号）

この規程は、平成25年12月1日から施行する

附則 （平成30年9月19日 **JQR**性能等確認業務規程第9号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則 （令和5年7月10日 **JQR**性能等確認業務規程第10号）

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

## 別添 1 性能等確認業務の種類

### (性能等確認業務の種類)

1. JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。
  - (1) JQRが試験（変更確認に伴う試験を含む。）を行なって業務規程 10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程 11.から 14.の基準への適合を確認する業務
  - (2) 確認申請者が自ら試験を行う際に立会って業務規程 10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程 11.から 14.の基準への適合を確認する業務
  - (3) 公的試験機関が発行した証明書（成績表等）により、業務規程 10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程 11.から 14.の基準への適合を確認する業務
  - (4) 変更確認申請書及び添付書面により変更確認を行う業務
  - (5) 性能等確認結果の再交付を行う業務

### (立会いによる騒音防止性能等の確認)

2. 前号(2)項の業務は、確認申請者が別添 2 及び別添 3 に定める近接排気騒音及び加速走行騒音の測定方法に基づいた試験を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合においては、確認申請者は、業務規程第 8.3 及び 20.(1)項に定める申請手続きを行う際に、前号(2)項の業務を希望する旨並びに試験を行なう場所（平面図又は写真、及び周辺の環境等）及び試験に用いる設備（計測機器等）を JQR に申し出し、許可を受けなければならない。

## 別添 2 近接排気騒音の測定方法

### (近接排気騒音の測定)

1. 近接排気騒音の測定については、細目告示別添 38「近接排気騒音の測定方法」の規定及び新型自動車の試験方法に定める「近接排気騒音試験」(TRIAS 30-J038-01)に基づき(検査対象外自動車及び原動機付自転車にあつては、これに順じて)実施する。

### (試験自動車の選定)

2. 後付消音器の性能等確認に係る試験に供する試験自動車の選定に当たつての参考とすることができる考え方の一例を以下に示す。

- (1) 試験自動車の選定は、次の表の A 項目及び B 項目の仕様の組合せが異なるもの毎に行うものとする。

ただし、A 項目の仕様の組合せが同一であつて、B 項目の仕様の組合せを複数有する自動車の中で、基準適合性に対して最も不利な条件となる仕様のあるものを特定できる場合には、当該自動車を A 項目の仕様の組合せを代表する試験自動車として選定することができるものとする。

- (2) (1) 項によるほか、試験自動車の選定は、試験に係る諸元値(後付消音器の製作者が定める性能値)が異なるもの毎に行うものとする。

また、A 項目の仕様の組合せ及び諸元値が同一であつて、B 項目の仕様の組合せを複数有する自動車の中で、当該諸元値に対して最も不利な条件となる仕様のあるものを特定できる場合には、当該自動車を、当該諸元値を代表する試験自動車として選定することができるものとする。

表

近接排気騒音		
項目		仕様例・選定方法等
A	① 原動機型式	
	② 原動機最高出力	
B	① 原動機最高出力回転数	高いもの
	② 排気管開口部と原動機との距離	短いもの
	③ その他性能に影響を及ぼす仕様	

### (自動車の車高)

3. 自動車製作者の公表する諸元表並びに新規検査時の車検証の記載値を標準とし、±3cmの範囲内の試験車両を提示する。

### (試験成績表)

4. 近接排気騒音の測定結果を第 10 号様式に記録することとする。

(加速走行騒音の測定)

1. 加速走行騒音の測定については、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」の規定及び新型自動車の試験方法に定める「加速走行騒音試験」(TRIAS 30-J040-01)に基づき(検査対象外自動車及び原動機付自転車にあつては、これに順じて)実施する。

(試験自動車の選定)

2. 後付消音器等の性能等の確認に係る試験に供する試験自動車の選定の当たつての参考とすることができる考え方の一例を以下に示す。

- (1) 試験自動車等の選定は、表 1 の試験項目別に掲げる A 項目及び B 項目の仕様の組合せが異なるもの毎に行うものとする。

ただし、A 項目の仕様の組合せが同一であっても、B 項目の仕様の組合せを複数有する自動車等の中で、基準適合性等に対して最も不利な条件となる仕様のあるものを特定できる場合には、当該自動車を A 項目の仕様の組合せを代表する試験自動車として選定することができるものとする。

- (2) (1) によるほか、試験自動車等の選定は、試験に係る諸元値(第一種後付消音器の製作者が定める性能値)が異なるもの毎に行うものとする。

また、A 項目の仕様の組合せ及び諸元値が同一であつて、B 項目の仕様の組合せを複数有する自動車等の中で、当該諸元値に対して最も不利な条件となる仕様のあるものを特定できる場合には、当該自動車等を当該諸元値を代表する試験自動車として選定することができるものとする。

(B 項は、項番の上位数字を優先して判断する。)

- ① 細目告示別添 40 では、「試験自動車の重量は、車両総重量であること」と規定されている。試験自動車として軽い仕様の自動車を提示できない場合にあつても、積載重量を減じることにより軽い仕様の自動車等の車両総重量に合わせることもできる場合には、代替の試験自動車として選定できることとする。表 2 に、乗車定員 5 人の自動車の場合の例を示す。なお、軽い仕様の自動車等の車両重量は諸元値(当該自動車等の製作者が公表する値)とし、代替の試験自動車の車両重量は、燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、かつ荷台等架装した状態(スペアタイヤ及び工具類を除く)での当該試験自動車の実測値とする。

表 1

加速走行騒音		
項目		仕様例・選定方法等
A	① 原動機型式	
	② 原動機最高出力	
	③ 変速機形式	常時嚙合式、遊星歯車式、ベルト式等の別
B	① 進入時原動機回転数 または進入速度	50 k m/h の場合：進入時原動機回転数の高いもの
	② キャブ形状	キャブオーバー車：シングルキャブ>ダブルキャブ>バン
	③ 駆動軸数	4WD, 2WD等の相違 通常は軸数が多い方がワースト
	④ 排気管開口部位置	左側>右側、排気流の向き 後>上
	④ 車両総重量	軽いもの (※)
	⑤ その他性能に影響を 及ぼす仕様	

表 2

乗車定員 5 人の自動車の場合の例			
自動車等の種類	車両重量 (差)	積載*重量	車両総重量 又は測定時重量
軽い仕様の 自動車等	1,000kg	275kg (55kg×定員 5 人)	1,275kg
代替の試験自動車	1,100kg (+100kg)	175kg (-100kg)	

\* 積載には、加速走行騒音測定時の試験自動車運転者の重量を含む。

(自動車の車高)

3. 自動車製作者の公表する諸元表並びに新規検査時の車検証の記載値を標準とし、±3 c mの範囲内の試験車両を提示する。

(試験自動車のタイヤ)

4. 自動車製作者の公表する諸元表に記載のあるものと、同等なタイヤを使用する。

(試験成績書)

5. 加速走行騒音の測定結果を第 10 号書式に記録する。なお、試験自動車の車両重量について、2. (2) ①項を適用した場合には、同様式備考欄にその旨を記載することとする。

#### 別添 4 構造基準

(騒音低減機構を容易に除去できる構造の禁止)

1. 確認を受ける後付消音器は、騒音低減機構を容易に除去できる構造でないものとして、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 消音器の騒音低減機構を取り外すことができない構造であること。
  - (2) 消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていること。ただし、消音器を自動車等に固定するためのネジ止め及びボルト止めはこの限りではない。

(排出ガス発散防止装置の付帯)

2. 確認を受ける後付消音器は、標準車に備えられている排出ガス発散防止装置（触媒等）を除去する構成でないものとし、標準車に備えられている触媒が、消音器と一体の構造の後付消音器にあつては、消音器内部または構成部品に触媒を備え、その性能が細目告示第 41 条の規定を満足するものでなければならない。また、後付消音器に排出ガス発散防止装置に係るセンサー等を備えるものにあつては、その性能が確実に機能する構造でなくてはならない。

(品質管理体制)

1. 確認申請者は、申請に係る後付消音器と同じ構造及び性能を有する後付消音器を均一に製作するために必要な品質管理を行う体制を有しなければならない。具体的には、第 1 号様式の提出時に少なくとも次に掲げる事項について記載された文書（品質管理に係る業務組織及び実施要領又は品質管理関係規定等）を添付すること。

この場合において、ISO9002 又はそれと同等以上の規格（ISO9001、EN (European Norm) 29001、EN29002、JIS（日本工業規格）Z9901、JISZ 9902 又は QS (Quality System requirements) 9000 の各規格は、ISO9002 と同等以上の規格の例とする。）を取得し、適正に品質管理運用を行っている場合は、上記体制を有するものとし、取得している事実を証する書面の添付で変えることができる。

- (1) 後付消音器の検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び完成検査に係る選任された検査責任者名。
- (2) 後付消音器の材料については、申請に係る後付消音器と同じものであって、かつ、JIS 等に適合するものを使用した記録。なお、提出後に後付消音器の確認申請時に変更がある場合は、第 6 号様式に記載又は添付すること。
- (3) 曲げ、圧延、切断等の 1 次加工及びその後の 2 次加工における、それぞれ適切な過程において、検査項目、検査方法及び方式を定め、ロット毎に検品を行うとともに、それぞれの結果について記録を 5 年間以上保管すること。
- (4) 曲げ、圧延、切断等の 1 次加工及びその後の 2 次加工における、それぞれ適切な過程において、製作工程（製作フローチャート）を定期的に見直し、修正・改善・訂正を検討し、それぞれの結果について記録を 5 年間以上保管すること。
- (5) 消音器の製作に用いる工作機械について、定期的に精度等に関する検査を実施し、その結果について記録を 5 年間以上保管すること。
- (6) 製作された後付消音器が、申請に係る後付消音器と同じ構造及び性能を有することを確認するための検査の項目、検査の方法及び方式（外観又は性能確認）、検査用機械器具を定め、完成検査を実施し、その結果について記録を 5 年間以上保管すること。
- (7) (3) 項から (6) 項までの検査等に係る社内機関（部署）を設置し、検査及び管理の責任者を選任すること。

2. 申請者は、申請に係る後付消音器と同じ型式の後付消音器を製作するときは、製品の識別及びトレーサビリティを適切に確保できる体制を有すること。また、少なくとも、後付消音器の販売先が、その内容により特定できるよう記録するとともに、その記録を 5 年間以上保管すること。また、当該記録・保管に係る管理責任者を選任すること。

(性能等確認済表示の管理体制)

3. 確認申請者は、性能等確認済表示の適切な管理及び第三者による性能等確認済表示の不正表示等の防止のための措置を定め、以下のとおり実施すること。

- (1) 性能等確認済表示の管理（体制）に係る実施要領を添付すること。また、係る管理責任者を選任すること。
- (2) 性能等確認済表示の不正防止のための措置を適切に講じること。
- (3) 後付消音器を自動車等に取り付けた際、当該後付消音器の性能等確認済表示が容易に目視できる状態とすること。
- (4) 性能等確認を受けた後付消音器が、副消音器・パイプ（排気管）・主消音器・テールパイプなどの主要部品に分割でき性能等確認済表示をその一部に表示する場合は、目視確認しやすい消音器に性能等確認済表示を行うと共に、それぞれに以下のような識別マークを表示すること。

① 識別マークの表示は、次のとおりとする。

主消音器の容易に目視しうる位置に、性能等確認済表示と確認申請時に記載した後付消音器の型式品番を表示し、その他の主要部品に、同一の品番を表示する。

② 識別マークの寸法は、50×12（単位 mm）以上が好ましい。

③ 識別マークは、継続検査（車検）時等に明確に判断ができる位置に表示する。

④ 主要部品の全面が遮熱板に覆われる場合は、識別マークはその遮熱板に表示する。

⑤ 識別マークが経年変化・熱害・磨耗などで判別困難にならないように、確認申請者は、製造者の責任において材質・取付け方法などを充分考慮する。

別添 6 性能等確認の基準値

(近接排気騒音)

試験自動車の種別		基準値 (d B)
		近接排気騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	車両総重量が 3.5 t 以下のもの	9 7
	車両の後部に原動機を 有するもの	1 0 0
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を 有するもの以外のもの	9 6

(全開加速走行騒音)

試験自動車の種別		基準値 (d B)
		加速走行騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	車両総重量が 3.5 t 以下のもの	8 2
	車両の後部に原動機を 有するもの	8 2
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を 有するもの以外のもの	8 2

## 別添 7 試験自動車の諸元表

(諸元表の提出)

1. 確認申請者は、JQRに対し、第7号様式表1による試験自動車の諸元表を提出すること。なお、試験自動車の車両重量について、別添3 2.(2)①項を適用する場合にあっては、同様式表2による諸元表を提出すること。また、諸元表の記載に関しては、同様式表3を参考とすること。

(不利な条件となる理由の記載)

2. 試験自動車として、別添2の表中B項目または別添3の表1中B項目の仕様の組合せを複数有する自動車の中から、基準適合性または試験に係る諸元値（確認申請者が定める性能値）に対して不利な条件となる仕様ものを提示する場合には、不利な条件となる理由を提出する諸元表の備考欄に記載すること。

## 別添 8 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の方法

(1 / 2)

(消音器及び図面等の提示)

1. 確認申請者は、外観等により第二種後付消音器の騒音防止性能確認を申請する場合にあつては、**JQR** に対し、当該申請に係る第二種後付消音器及び純正消音器を提示すること。また、併せて、純正消音器と同一の位置に備えられるものであること、及び下記の第 4 号に定める確認基準に適合することを示す純正消音器及び第二種後付消音器の図面並びに書面を提示すること。

(消音器の提示方法)

2. 次に掲げるいずれかの方法により当該申請に係る第二種後付消音器及び純正消音器（以下、本号及び次号において単に「消音器」という）を提示することとし、**JQR** は確認申請者と提示方法について協議することとする。なお、確認申請者が **JQR** に初めて第二種後付消音器の性能等確認を申請する場合には、(2) 項によることとする。
  - (1) 確認申請者が、当該申請に係る消音器を **JQR**（当該確認業務を行なう場所）へ送付する。この場合において、輸送費用（返送費用を含む）は確認申請者が負担することとする。
  - (2) **JQR** の担当者が当該申請に係る第二種後付消音器を製作する場所等へ出張し、提示を受ける。この場合において、当該出張に係る旅費、日当、宿泊費及び移動時間の労務費は確認申請者が負担することとする。

(提示の省略)

3. 次に掲げる (1) 項及び (2) 項を満たす場合にあっては、**JQR** は、当該申請に係る消音器の提示を省略することがある。なお、提示を省略する場合にあつても、**JQR** は、確認申請者に対し、少なくとも 1 年に 1 種類以上の消音器の提示を求めることとする。
  - (1) 確認申請者が、これまでに消音器を提示することにより **JQR** において確認を受けた実績を有するとき
  - (2) 確認申請者が、当該申請に係る第二種後付消音器を (1) 項の申請に係るものと同様の方法で製作するとき

(確認基準)

4. 当該申請者に係る第二種後付消音器の性能等の確認において、次に掲げる基準を満足するものは純正消音器と同一の構造を有するものとする。
  - (1) 消音器の材質及び内部の基本構造が、純正消音器と同一であること。なお、材質については、金属等の種類が同一であればよい。

(2 / 2)

- (2) 消音器の内部（最大部）寸法（楕円形の場合は長径と短径の平均）が、純正消音器と比較してその差が5%以内であること。なお、上限について、騒音低減性能向上を目的とした内径拡大は、この限りでない。
- (3) 消音器の内部と外部（排気の出口部）に接続されているパイプの内径が、純正消音器と比較してその差が5%以内であること。
- (4) 消音器の内部隔壁の間隔が、純正消音器と比較してその差が5%以内であること。
- (5) 後付消音器（消音器と一体になっている構造部品を含む）の重量が、純正消音器と比較してその差が5%以内であること。なお、上限について、騒音低減性能向上を目的とした重量増加は、この限りでない。
- (6) 繊維性材料が使用されている場合は、繊維性材料の重量が、純正消音器と比較してその差が5%以内であること。

(確認結果記録書)

5. 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の結果は、第14号様式に記載する。

別添 9 性能等確認業務の手数料

(1/2)

(性能等確認業務の手数料)

1. 別添 1 に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を後付消音器 1 種類 (1 型式) 又は試験自動車 1 台当たりの手数料として定める。なお、JQR の担当者が確認のために性能等確認事務所から移動するときは、第 2 号に定めるその他費用 (旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費) を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1

(消費税除く。)

業務の種類	項目		手数料		支払期日 (f)
			書面申請	Web 申請 (e)	
(1)	性能等確認業務	試験を含む場合 (a)	165,000 円	150,000 円	試験日の 1 週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査(第 2 種)	30,000 円		
	品質管理体制の事前確認	現地審査 (b)	20,000 円/日		審査終了月末に請求
		書面審査 (新規)	8,000 円		審査終了月末に請求
		書面審査 (更新)	3,000 円		審査終了月末に請求
(2)	立会による性能等確認及び変更確認 (c)		85,000 円	70,000 円	試験日の 1 週間前 又は請求書指示日まで
(3)	性能等確認業務 (公的試験機関証明)		30,000 円		申請日の 2 営業日後まで
(4)	変更確認業務	試験審査	165,000 円	150,000 円	試験日の 1 週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査	20,000 円	15,000 円	
		公的試験機関証明	25,000 円		申請日の 2 営業日後まで
(5)	性能等確認通知(結果)通知の発行料(再発行含む)		5,000 円		通知日の 1 週間前 又は請求書指示日まで
	騒音試験成績表再発行		5,000 円		申込日まで
	騒音試験追加試験料 (a) (d)		95,000 円/台		試験日の 1 週間前 又は請求書指示日まで

(a) 性能等確認の場所 (騒音試験コース) は、試験台数等の状況により JQR が決定します。

(b) 品質管理体制の現地審査は JQR が必要と判断した場合のみ発生します。

また、審査内容 (時間) により労務費が加算されます。

(c) 立会 (出張) 試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、確認申請者側にてご用意ください。初回時は、テストコース及び試験機材一式の詳細説明をご提出ください。

(d) 一申請において 2 試験以上の場合。また、別途、表 2 に定める試験路使用料が発生します。

(e) 業務規程 8.3 (1) ②の提出方法

(f) 支払期日欄に掲げる「請求書指示日まで」の対象は JQR と事前に契約を締結した団体の加盟企業及び JQR の責に帰すべき事由により請求書を発行した場合に限ります。

注) なお、JQR の担当者が性能等確認事務所から業務のため性能等確認の場所に移動する場合、表 1 の料金のほか、2. 表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了月の月末にご請求いたします。

また、表 1 (1)・(4) の業務については、2. 表 2 に定める費用を同一日の騒音試験実施台数にて各確認申請者に按分して計算し、ご請求致します。

(その他の費用)

2. その他費用の額を、表2に定める。

表2

(消費税除く。)

項目		費用
交通費 <sup>(※)</sup>		実費
試験路使用料(1試験につき)	裾野試験場	55,000円
	上記以外	実費
日当(性能等確認業務を行う事務所から120km以上200km未満)		1日当たり1,500円
日当(性能等確認業務を行う事務所から200km以上の国内地)		1日当たり3,000円
日当(海外)		1日目まで3,000円
		2日目以降20,000円/日
労務費(品質管理体制の事前確認) (第二種後付消音器の出張による確認)		1時間を超える場合、1時間毎に2,500円(時間は切り上げ)
宿泊費(国内) <sup>注)</sup>		1宿泊当たり10,000円
宿泊費(海外)		1宿泊当たり20,000円
海外における立会試験の事前ヒアリング		1件当たり40,000円
機材輸送費		実費

(※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木ICとし、運賃、燃料代(@15円/1km)及び道路通行料とする。

注) ① 性能等確認試験の場所が、性能等確認業務規程 22.の(1)②藤壺技研工業株式会社 裾野試験場以外は、前泊となります。

② 表1(2)立会による性能等確認及び変更確認の試験開始予定時刻が正午以前の場合は、前泊となります。

添付書面	記載要領等																		
<p>1. 提出書面一覧表</p>	<p>提出書面一覧表の様式は、次表のとおりとし、記載に際しては、次のことに留意して記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記載すること。</li> <li>提出を要しない書面については提出・省略の別欄に「/」を記入すること。</li> <li>備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載すること。</li> </ol> <p style="text-align: center;">表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">提出書面一覧表</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">後付消音器の名称及び型式</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">書面の名称</th> <th style="width: 33%;">提出・省略の別</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p>	提出書面一覧表			後付消音器の名称及び型式			書面の名称	提出・省略の別	備 考									
提出書面一覧表																			
後付消音器の名称及び型式																			
書面の名称	提出・省略の別	備 考																	
<p>2. 構造及び性能を記載した書面</p> <p>(1) 後付消音器諸元表</p> <p>(2) 後付消音器説明書</p>	<p>諸元表の様式は、第6号様式による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請に係る後付消音器の外観図(寸法入り)及び主な構成部品名(展開図を含む。)及びその機能について記載すること。</li> <li>申請に係る後付消音器の構成及び申請に係る後付消音器が内部の騒音低減機構を容易に除去できる構造、その他の騒音防止性能を容易に変更できる構造を有していないことを説明できるような構成概略図又は写真を含むこと。</li> <li>申請に係る後付消音器の製作者の商号又は商標若しくは当該後付消音器の製作者が付けた販売用名称、並びに性能等確認済表示の表示位置について記載すること。</li> </ol>																		
<p>3. 申請に係る後付消音器の品質管理体制を記載した書面(確認申請者がISO第9001号等を取得している場合(申請に係る後付消音器の製作工場について取得している場合に限る。)にあつては、取得している事実を証明する書面で代えることができる。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>申請に係る後付消音器の検査の業務組織(担当部署名を含む。)及び実施要領(検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規程名を含む。)について記載すること。</li> <li>ISO第9001号等を取得している場合は、取得証明書(写し)を添付すること。</li> </ol>																		

添付書面	記載要領等
4. 申請に係る後付消音器に表示する性能等確認済表示の管理体制を記載した書面（確認申請者がISO第9001等を取得している場合（申請に係る後付消音器の製作・販売を管理する事業所について取得している場合に限る。）にあつては、取得している事実を証する書面で代えることができる。）	<p>1. 申請に係る後付消音器の識別及び製作・販売履歴の管理の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（管理の項目、管理の方法及び管理関係主要規程名を含む。）について記載（別添5第2号及び第3号に掲げる体制を有することを示すこと。）すること。なお、上記第3項第1号に掲げる書面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。</p> <p>2. ISO第9001号等を取得している場合は、取得証明書（写し）を添付すること。なお、上記第3項第2号に掲げる証明書が当該証明書と同一の場合には、添付を省略することができる。</p>
5. 申請に係る試験自動車の諸元表及び自動車検査証の写し	<p>別添7に定める試験自動車の諸元表を添付すること。</p> <p>試験自動車の自動車検査証又は完成検査終了証の写しを添付すること。</p>
6. 申請に係る後付消音器を取り付けることができる自動車の範囲を限定する後付消音器の性能等確認申請にあつては、当該消音器を取り付けることができる自動車の範囲及び範囲外の自動車に備えらるることを防止する措置	<p>1. 当該後付消音器を装着することが可能な自動車の車名及び型式（型式を有していない自動車にあつては、車両識別番号（VIN））を記載し、当該自動車の諸元表（当該自動車の製作者が公表するものであつて、試験自動車の選定に関して、試験自動車が、当該後付消音器を装着可能な自動車の全ての型式を代表できることを証するもの。）を添付すること。</p> <p>2. 範囲外の自動車に取り付けられることを防止する措置を記載すること。</p>
7. 性能等確認済表示の表示図	<p>性能等確認済表示の表示位置、表示方法を記載すること。</p> <p>なお、上記第2項第1号に掲げる図面等に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。</p>
8. 業務規程7. に規定する確認申請者のうち購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	<p>1. 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。</p> <p>2. 申請に係る後付消音器の検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該自動車又は当該後付消音器の製作を業とする者から確認申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書から明らかであること。</p>
9. その他JQRが確認の実施に当たって必要と認められる書面	<p>1. 当該後付消音器を取り付けることができる自動車毎に、騒音値に影響を及ぼす事項（上記第2項第1号の後付消音器諸元表に記載された事項は除く。）を記載した書面</p> <p>2. その他</p>
10. 立合場所、使用施設、試験機器及び立合工程表	<p>1. 立会における性能等確認の場合は、立会場所、使用する施設（路面性状、距離等を含む。）、試験機器の型式、試験機器の能力等を記載した書面及び較正、点検等を行った記録の写し並びに写真を添付すること。</p> <p>2. 立会希望日及びその工程表。</p>